

精華町インターネット公有財産売却（以下「公有財産売却」といいます）をご利用いただくには、以下の「誓約書」および「精華町インターネット公有財産売却ガイドライン（以下「本ガイドライン」といいます）」をよくお読みいただき、同意していただくことが必要です。また、公有財産売却の手続きなどに関して、本ガイドラインと KSI 官公庁オークションに関連する規約・ガイドラインなどとの間に差異がある場合は、本ガイドラインが優先して適用されます。

## 誓約書

以下を誓約いたします。

今般、精華町の公有財産売却に参加するに当たっては、以下の事項に相違ない旨確約のうえ、公有財産売却ガイドラインおよび貴町における入札、契約などに係る諸規定を厳守し、公正な入札をいたします。もし、これらに違反するようなことが生じた場合には、直ちに貴町の指示に従い、当該執行機関に損害が発生したときは補償その他一切の責任をとることはもちろん、貴町に対し一切異議、苦情などは申しません。

1.私は、地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 第 1 項に規定する一般競争入札に参加させることができない者および同条第 2 項各号に該当すると認められる者のいずれにも該当しません。

2.私は、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 2 条第 6 号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）及び暴力団員と関わりのある者ではありません。また、法人においては、役員等（法人の役員又はその支店若しくは営業所等を代表する者をいう。）が暴力団員に該当しません。

3.私は、上記に係る事実を確認する必要があるとき、貴町が役員（個人）及び法人の情報を利用して警察署に照会することを承諾します。

4.私は、次に掲げる不当な行為は行いません。

(1) 正当な理由がなく、当該入札に参加しないこと。

(2) 入札において、その公正な執行を妨げ、または公正な価格の成立を害し、もしくは不正な利益を得るために連合すること。

(3) 落札者が契約を締結することまたは契約者が契約を履行することを妨げること。

(4) 契約の履行をしないこと。

(5) 契約に違反し、契約の相手方として不相当と貴町に認められること。

- (6) 入札に関し贈賄などの刑事事件を起こすこと。
- (7) 社会的信用を失墜する行為をなし、契約の相手方として不相当と認められること。
- (8) 天災その他不可抗力の事由がなく、履行遅延をすること。

5.私は、貴町の公有財産売却に係る「公有財産売却ガイドライン」、「入札説明書」、「入札公告」、「売買契約書」の各条項を熟覧し、および貴町の現地説明、入札説明などを傾聴し、これらについてすべて承知のうえ参加しますので、後日これらの事柄について貴町に対し一切異議、苦情などは申しません。

## 精華町インターネット公有財産売却ガイドライン

### 第1 公有財産売却の参加条件など

#### 1. 公有財産売却の参加条件

(以下のいずれかに該当する方は、公有財産売却へ参加することができません)

(1) 地方自治法施行令第167条の4第1項各号または第2項各号該当すると認められる方  
(参考：地方自治法施行令(抄))

(一般競争入札の参加者の資格)

第百六十七条の四 普通地方公共団体は、特別の理由がある場合を除くほか、一般競争入札に次の各号のいずれかに該当する者を参加させることができない。

- 一 当該入札に係る契約を締結する能力を有しない者
- 二 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者
- 三 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成三年法律第七十七号)第三十二条第一項各号に掲げる者

2 普通地方公共団体は、一般競争入札に参加しようとする者が次の各号のいずれかに該当すると認められるときは、その者について三年以内の期間を定めて一般競争入札に参加させないことができる。その者を代理人、支配人その他の使用人又は入札代理人として使用する者についても、また同様とする。

- 一 契約の履行に当たり、故意に工事若しくは製造その他役務を粗雑に行い、又は物件の品質若しくは数量に関して不正の行為をしたとき。
- 二 競争入札又はせり売りにおいて、その公正な執行を妨げたとき又は公正な価格の成立を害し、若しくは不正の利益を得るために連合したとき。
- 三 落札者が契約を締結すること又は契約者が契約を履行することを妨げたとき。
- 四 地方自治法第二百三十四条の二第一項の規定による監督又は検査の実施に当たり職員

の職務の執行を妨げたとき。

五 正当な理由がなくて契約を履行しなかつたとき。

六 契約により、契約の後に代価の額を確定する場合において、当該代価の請求を故意に虚偽の事実に基づき過大な額で行つたとき。

七 この項（この号を除く。）の規定により一般競争入札に参加できないこととされている者を契約の締結又は契約の履行に当たり代理人、支配人その他の使用人として使用したとき。

(2) 会社更生法（昭和 27 根ねん法律第 172 号）第 17 条の規定に基づく更正手続き開始の申立て又は民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）第 21 条第 1 項の規定に基づく再生手続き開始の申立てがなされている方

（参考：会社更生法（抄））

（更正手続き開始の申立て）

第十七条 株式会社は、当該株式会社に更生手続き開始の原因となる事実（次の各号に掲げる場合のいずれかに該当する事実をいう。）があるときは、当該株式会社について更正手続き開始の申立てをすることができる。

一 破産手続き開始の原因となる事実が生ずるおそれのある場合

二 弁済期にある債務を弁済することとすれば、その事業の継続に著しい支障を来すおそれがある場合

2 株式会社に前項第一号に掲げる場合に該当する事実があるときは、次に掲げる者も、当該株式会社について更正手続き開始の申立てをすることができる。

一 当該株式会社の資本金の額の十分の一以上に当たる債権を有する債権者

二 当該株式会社の総株主の議決権の十分の一以上を有する株主

（参考：民事再生法（抄））

（再生手続き開始の申立て）

第二十一条 債務者に破産手続き開始の原因となる事実の生ずるおそれがあるときは、債務者は、裁判所に対し、再生手続き開始の申立てをすることができる。債務者が事業の継続に著しい支障を来すことなく弁済期にある債務を弁済することができないときも、同様とする。

(3) 暴力団員による不当な行為の防止などに関する法律（平成 3 年法律第 77 号。以下「法」という）第 2 条第 2 号に規定する暴力団（以下「暴力団」という）のほか、次に掲げる者

（参考：暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（抄））

（定義）

第二条 この法律において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

二 暴力団 その団体の構成員（その団体の構成団体の構成員を含む。）が集団的に又は常習的に暴力的不法行為等を行うことを助長するおそれがある団体をいう。

六 暴力団員 暴力団の構成員をいう。

ア. 当該物件を暴力団の事務所その他これに類するものの用に供しようとする者

注：「これに類するもの」とは、公の秩序または善良な風俗に反する目的その他社会通念上不適切と認められるものをいう。

イ. 法第 2 条第 6 号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という）

ウ. 次のいずれかに該当する者

(ア) 法人の役員などが暴力団員である者または暴力団員がその経営に実質的に関与している者

注：役員などとは、「法人の役員またはその支店もしくは営業所を代表する者で役員以外の者」をいう。

(イ) 自己、自社もしくは第三者の不正の利益を図る目的または第三者に損害を加える目的をもって暴力団を利用するなどしている者

(ウ) 暴力団または暴力団員に対して資金などを提供し、または便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持運営に協力し、もしくは関与している者

(エ) 暴力団または暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者

(オ) 暴力団または暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用している者

売却システムの公有財産売却の物件詳細画面より仮申し込みを行った後、精華町のホーム

(4) 前記 (2) に該当する者の依頼を受けて入札に参加しようとする者

(5) 地方自治法第 238 条の 3 に規定する公有財産に関する事務に従事する者

(6) 破壊活動防止法（昭和 27 年法律第 240 号）に基づくところの破壊的団体および当該団体の役員もしくは構成員

(7) 日本語を完全に理解できない者

(8) 精華町が定める本ガイドラインおよび KSI 官公庁オークションに関連する規約・ガイドラインの内容を承諾せず、順守できない方

(9) 公有財産の買受について一定の資格、その他の条件を必要とする場合でこれらの資格などを有していない方

(10) 公有財産に関する事務に従事する精華町職員

## 2. 公有財産売却の参加に当たっての注意事項

(1) 公有財産売却は、地方自治法などの規定にのっとりて精華町が執行する一般競争入札（以下「入札」という）の手続きの一部です。

(2) 売払代金の残金の納付期限までにその代金を正当な理由なく納付しない落札者は、地方自治法施行令第 167 条の 4 第 2 項第 5 号に該当すると見なされ、一定期間精華町の実施する入札に参加できなくなることがあります。

(3) 公有財産売却に参加される方は、精華町の指示がある場合は必ず入札保証金を納付してください。

(4) 公有財産売却に参加される方は、あらかじめインターネット公有財産売却システム（以

下「売却システム」といいます)上の公有財産売却の物件詳細画面や精華町において閲覧に供されている入札の公告などを確認し、関係公簿などの閲覧などにより十分に調査を行ったうえで公有財産売却に参加してください。

また、入札の前に精華町が現地説明会を実施する場合は、購入希望の財産を確認してください。

なお、物件の法令上の規制など具体的な内容については、各自で関係機関に確認してください。

(5) 売却システムは、紀尾井町戦略研究所株式会社の提供する売却システムを採用しています。公有財産売却の参加者は、売却システムの画面上で公有財産売却の参加申し込みなど一連の手続きを行ってください。

(6) 公有財産売却においては、特定の物件(売却区分)の売却が中止になること、もしくは公有財産売却の全体が中止になることがあります。

### 3. 公有財産売却の財産の権利移転などについての注意事項

(1) 落札後、契約を締結した時点で、落札者に公有財産売却の財産にかかる危険負担が移転します。したがって、契約締結後に発生した財産の破損、焼失など精華町の責に帰すことのできない損害の負担は、落札者が負うこととなり、売払代金の減額を請求することはできません。

(2) 落札者が売払代金の残金を納付した時点で、所有権は落札者に移転します。

(物品・自動車の場合)

(ア)物件の引渡しは、売払代金納付時の現状有姿で行います。

(イ)公有財産が自動車の場合、落札者は「使用の本拠の位置」を管轄する運輸支局または自動車検査登録事務所に当該自動車を持ち込み、移転登録(名義変更)の手続き等を行ってください。

(不動産の場合)

(ア)精華町は、売払代金の残金を納付した落札者の請求により、権利移転の登記を関係機関に囑託します。

(イ)原則として、物件にかかわる調査、土壌調査およびアスベスト調査などは行っておりません。また、開発など(建築など)に当たっては、都市計画法、建築基準法および条例などの法令により、規制がある場合があるので、事前に関係機関にご確認ください。

(ウ)財産は現況のまま所有権移転します。

(エ)所有権移転登記の名義人は落札者本人です。

### 4. 個人情報の取り扱いについて

(1) 公有財産売却に参加される方は、以下のすべてに同意するものとします。

ア. 公有財産売却の参加申し込みを行う際に、住民登録上の住所、氏名など(参加者が法人

の場合は、商業登記簿謄本に登記されている所在地、名称、代表者氏名)を公有財産売却の参加者情報として登録すること。

イ. 入札者の公有財産売却の参加者情報およびログイン ID に登録されているメールアドレスを精華町に開示され、かつ精華町がこれらの情報を精華町文書保管保存等に関する規程に基づき、10 年間保管すること。

・精華町から公有財産売却の参加者に対し、ログイン ID で認証されているメールアドレスに、公有財産売却の財産に関するお知らせなどを電子メールにて送信することがあります。

ウ. 落札者に決定された公有財産売却の参加者のログイン ID に紐づく会員識別番号を売却システム上において一定期間公開されること。

エ. 精華町は収集した個人情報を地方自治法施行令第 167 条の 4 第 1 項に定める参加条件の確認または同条第 2 項に定める一般競争入札の参加者の資格審査のための措置などを行うことを目的として利用します。

(2) 公有財産売却の参加者情報の登録内容が住民登録や商業登記簿謄本の内容などと異なる場合は、落札者となっても所有権移転などの権利移転登記を行うことができません。

## 5.用途の制限

落札者は、売買物件を風俗営業等の規制および業務の適正化等に関する法律（昭和 23 年法律第 122）第 2 条第 1 項に規定する風俗営業、同条第 5 号に規定する性風俗関連特殊営業その他これらに類する業並びに暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 2 条第 2 号に規定する暴力団関連施設、その他周辺住民に著しく不安を与える施設の用に供し、またはこれらの用に供されることを知りながら、売買物件の所有権を第三者に移転し、もしくは売買物件を第三者に貸してはならない。

## 6.共同入札について（不動産の場合のみ）

### (1) 共同入札とは

一つの財産（不動産）を複数の者で共有する目的で入札することを共同入札といいます。

### (2) 共同入札における注意事項

ア. 共同入札する場合は、共同入札者のなかから 1 名の代表者を決める必要があります。実際の公有財産売却の参加申し込み手続きおよび入札手続きをすることができるのは、当該代表者のみです。したがって、公有財産売却の参加申し込み手続きおよび入札手続きなどについては、代表者のログイン ID で行うこととなります。手続きの詳細については、「第 2 公有財産売却の参加申し込みおよび入札保証金の納付について」「第 3 入札形式で行う公有財産売却の手続き」「第 4 せり売形式で行う公有財産売却の手続き」をご覧ください。

イ. 共同入札する場合は、代表者以外の方全員から代表者に対する委任状、共同入札者全員の住民票の写し（共同入札者が法人の場合は商業登記簿謄本）、印鑑登録証明書および共同入札者全員の住所（所在地）と氏名（名称）と各共同入札者の持分を記載した「共同入札者

持分内訳書」を精華町に提出することが必要です。なお、委任状および「共同入札者持分内訳書」は精華町のホームページより印刷することができます。

ウ. 委任状および「共同入札者持分内訳書」などに記載された内容が共同入札者の住民登録や商業登記簿の内容などと異なる場合は、共同入札者が落札者となっても権利移転登記を行うことができません。

## 第2 公有財産売却の参加申し込みおよび入札保証金の納付について

入札するには、公有財産売却の参加申し込みと入札保証金の納付が必要です。公有財産売却の参加申し込みと入札保証金の納付が確認できたログインIDでのみ入札できます。

### 1. 公有財産売却の参加申し込みについて

売却システムの画面上で、住民登録上の住所、氏名など（参加者が法人の場合は、商業登記簿謄本に登録されている所在地、名称、代表者氏名）を公有財産売却の参加者情報として登録してください。

・法人で公有財産売却の参加申し込みする場合は、法人代表者名でログインIDを取得する必要があります。

・共同入札する場合（不動産の場合のみ）は、代表者のログインIDにより、代表者が公売参加の手続きを行ってください。代表者は、売却システムの画面上で、共同入札の欄の「する」を選択してください。

#### ア. 参加仮申し込み

売却システムの売却物件詳細画面より公有財産売却の参加仮申し込みを行ってください。参加申し込みの際の参加者情報の登録は、住民登録上の住所、氏名（法人の場合は商業登記簿謄本に登録されている所在地、名称、代表者氏名）により行ってください。

#### イ. 参加申し込み（本申し込み）

売却システムの公有財産売却の物件詳細画面より仮申し込みを行った後、精華町のホームページより「公有財産等売却一般競争入札参加申込書」（以下「申込書」という。）を印刷し、必要事項を記入後、次のいずれかの書類（以下「必要書類」と言います。）を添付の上、参加申込締切日までに精華町に提出してください。（郵送の場合は、申込締切日の消印有効とします。）

（不動産の場合）

- ・住民票の写し（法人の場合は商業登記簿謄本）（コピー不可）
- ・印鑑登録証明書（コピー不可）
- ・共同入札の場合は、代表者以外の方全員から代表者に対する委任状、共同入札者全員の住民票の写し（共同入札者が法人の場合は商業登記簿謄本）、印鑑登録証明書および共同入札

者全員の住所（所在地）と氏名（名称）と各共同入札者の持分を記載した「共同入札者持分内訳書」

（動産・自動車の場合）

- ・個人の場合は、住民票の写し（コピー可）、運転免許証（両面）のコピー、マイナンバーカード（顔写真の面）のコピーのうち、いずれか1通。ただし、運転免許証とマイナンバーカードは、有効期限内のもので、記載の住所と氏名が住民票と同じ場合に限ります。
- ・法人の場合は、商業登記簿謄本（コピー可）
- ・複数の物件について申し込みをされる場合、公有財産売却の物件ごとに申込書が必要になります。必要書類についても、物件ごとに添付してください。
- ・住民票の写し、商業登記簿謄本は、発行日から3ヶ月以内のものであることが必要です。
- ・提出された書類などは、一切返却しません。

## 2. 入札保証金の納付について

### （1）入札保証金とは

地方自治法施行令第167条の7で定められている、入札する前に納付しなければならない金員です。入札保証金は、精華町が売却区分（公有財産売却の財産の出品区分）ごとに予定価格（最低落札価格）の100分の10以上の金額を定めます。

### （2）入札保証金の納付方法

入札保証金の納付は、売却区分ごとに必要です。入札保証金は、精華町が売却区分ごとに指定する方法で納付してください。売却区分ごとに、売却システムの公有財産売却の物件詳細画面でどの方法が指定されているかを確認してください。

- ・入札保証金には利息を付しません。
- ・入札保証金の納付は売却区分ごとに必要です。
- ・原則として、入札開始2開庁日前までに精華町が入札保証金の納付を確認できない場合、入札することができません。

#### ア. クレジットカードによる納付

クレジットカードで入札保証金を納付する場合は、売却システムの売却物件詳細画面より公有財産売却の参加仮申し込みを行い、入札保証金を所定の手続きに従って、申込者のクレジットカードにて納付してください。クレジットカードにより入札保証金を納付する公有財産売却の参加申込者は、紀尾井町戦略研究所株式会社に対し、クレジットカードによる入札保証金納付および返還事務に関する代理権を付与し、クレジットカードによる請求処理をSBペイメントサービス株式会社に委託することを承諾します。公有財産売却の参加申込者は、公有財産売却が終了し、入札保証金の返還が終了するまでこの承諾を取り消せないことに同意するものとします。

また、公有財産売却の参加申込者は、紀尾井町戦略研究所株式会社が入札保証金取り扱い事

務に必要な範囲で、公有財産売却の参加申込者の個人情報を SB ペイメントサービス株式会社に開示することに同意するものとします。

- ・申込書の入札保証金納付方法欄は「クレジット」を選んでください。
- ・VISA、マスターカード、JCB、ダイナースカード、アメリカンエクスプレスカードの各クレジットカードを利用できます。(各クレジットカードでもごく一部利用できないクレジットカードがあります)
- ・法人で公有財産売却に参加する場合、当該法人の代表者名義のクレジットカードをご使用ください。
- ・共同入札する場合は、クレジットカードによる入札保証金の納付はできません。

#### イ. 銀行振込による納付

- ・申込書の入札保証金納付方法欄は「銀行振込」を選んでください。
- ・銀行振込で入札保証金を納付する場合は、公有財産売却の参加申込者から必要書類が精華町に到着後、精華町から振込口座を電子メールにて連絡しますので、精華町が指定する金融機関に入札保証金を納付してください。
- ・銀行振込の際の振込手数料は公有財産売却の参加申込者の負担となります。
- ・精華町が納付を確認できるまで1週間程度要することがあります。(場合によってはそれ以上の日数を要することがあります)

#### (3) 入札保証金の没収

公有財産売却の参加申込者が納付した入札保証金は、落札者が契約締結期限までに精華町の定める契約を締結しない場合(落札後、申し込み資格のない者であることが判明し、入札が無効となったときを含む)は没収し、返還しません。

#### (4) 入札保証金の契約保証金への充当

公有財産売却の参加申込者が納付した入札保証金は、落札者が契約を締結した場合、申請書に基づき、地方自治法施行令第167条の16に定める契約保証金に全額充当します。

### 第3 入札形式で行う公有財産売却の手続き

本章における入札とは、売却システム上で入札価格を登録することをいいます。この登録は、一度しか行うことができません。

#### 1. 公有財産売却への入札

##### (1) 入札

入札保証金の納付が完了したログインIDでのみ、入札が可能です。入札は一度のみ可能で

す。一度行った入札は、入札者の都合による取り消しや変更はできませんので、ご注意ください。

## (2) 入札をなかったものとする取り扱い

精華町は、地方自治法施行令第 167 条の 4 第 1 項などに規定する一般競争入札に参加できない要件に該当する者が行った入札について、当該入札を取り消し、なかったものとして取り扱うことがあります。

## 2. 落札者の決定

### (1) 落札者の決定

入札期間終了後、精華町は開札を行い、売却区分（公有財産売却の財産の出品区分）ごとに、売却システム上の入札において、入札価格が予定価格（最低落札価格）以上でかつ最高価格である入札者を落札者として決定します。ただし、最高価格での入札者が複数存在する場合は、くじ（自動抽選）で落札者を決定します。

なお、落札者の決定に当たっては、落札者のログイン ID に紐づく会員識別番号を落札者の氏名（名称）とみなします。

#### ア. 落札者の告知

落札者のログイン ID に紐づく会員識別番号と落札価格については、売却システム上に一定期間公開します。

#### イ. 精華町から落札者への連絡

落札者には、精華町から入札終了後、あらかじめログイン ID で認証されたメールアドレスに、落札者として決定された旨の電子メールを送信します。共同入札者が落札者となった場合は、代表者にのみ落札者として決定された旨の電子メールを送信します。

・精華町が落札者に送信した電子メールが、落札者によるメールアドレスの変更やプロバイダの不調などの理由により到着しないために、執行機関（精華町）が落札者と契約ができない場合または落札者による売払代金の残金の納付を売払代金の残金納付期限までに確認できない場合等、その原因が落札者の責に帰すべきものであるか否かを問わず、保証金を没収し、返還しません。

・当該電子メールに表示されている整理番号は、精華町に連絡する際や精華町に書類を提出する際に必要となります。

### (2) 落札者決定の取り消し

入札参加資格のない場合や入札金額の入力間違いなどの場合は、落札者の決定が取り消されることがあります。この場合、売却物件の所有権は落札者に移転しません。また、納付された入札保証金は原則返還しません。

### 3. 売却の決定

#### (1) 落札者に対する売却の決定

精華町は、落札後、落札者に対し電子メールなどにより契約締結に関する案内を行い、落札者と契約を交わします。

契約の際には精華町より契約書を送付しますので、落札者は契約（売却の決定）に係り必要となる書類（以下「契約書類」という。）を精華町に直接持参または郵送してください。ただし、精華町契約規則の規定により契約書の作成を省略する場合があります。

なお、契約の締結及び履行に当たって発生する一切の費用は、落札者の負担となります。

#### ア. 契約書類

##### （不動産の場合）

##### （ア）契約書 2部

契約書には必要事項を記入し、実印（印鑑証明書の印）で押印し、収入印紙を貼付してください。なお、記入する名義は必ず「落札者」名義とし、共同入札で参加した場合には、「共同入札全員」の名義を記入してください。

##### （イ）所有権移転登記請求書

（ウ）登録免許税に定める登録免許税相当分の収入印紙または登録免許税を納付したことを証する領収証書（以下「収入印紙」という。）

（エ）精華町より落札者へ送付された落札を通知する電子メールを印刷したもの

##### （物品・自動車の場合）

##### （ア）契約書 2部

契約書には必要事項を記入し、押印してください。なお、記入する名義は必ず「落札者」名義としてください。

（イ）「送付依頼書」（自動車をのぞく）または「保管依頼書」

（ウ）精華町より落札者へ送付された落札を通知する電子メールを印刷したもの

（エ）自動車については、精華町が契約書を送付する際に別途指示する書類

#### イ. 売却の決定金額

落札者が入札した金額（落札金額）を売却の決定金額とします。（決定した売却金額の中には消費税相当額を含みます。また、売却金額が自動車の場合には、リサイクル料金も含みません。）

#### ウ. 落札者が契約を締結しなかった場合

落札者が契約締結期限までに契約を締結しなかった場合、落札者が納付した入札保証金は返還しません。

#### (2) 売却の決定の取り消し

落札者が契約締結期限までに契約しなかったときおよび落札者が公有財産売却の参加仮申込みの時点で18歳未満の方など公有財産売却に参加できない者の場合に、売却の決定が取

り消されます。

この場合、公有財産売却の財産の所有権は落札者に移転しません。また、納付された入札保証金は返還されません。

#### 4. 売払代金の残金の納付

##### (1) 売払代金の残金の金額

売払代金の残金は、落札金額から事前に納付した契約保証金（契約保証金に充当した入札保証金）を差し引いた金額となります。

##### (2) 売払代金の残金納付期限について

落札者は、売払代金の残金納付期限までに精華町が納付を確認できるよう売払代金の残金を一括で納付してください。

売払代金の残金が納付された時点で、公有財産売却の財産の所有権が落札者に移転します。売払代金の残金納付期限までに売払代金の残金全額の納付が確認できない場合、事前に納付された契約保証金を没収し、返還しません。

##### (3) 売払代金の残金の納付方法

売払代金の残金は次の方法で納付してください。なお、売払代金の残金の納付にかかる費用は、落札者の負担となります。また、売払代金の残金納付期限までに精華町が納付を確認できることが必要です。納付を確認できるまで1週間程度要することがあります。（場合によってはそれ以上の日数を要することがあります）

ア. 精華町が用意する納付書で精華町が指定する金融機関に納付

イ. 精華町が指定する銀行口座への振込みによる納付（振込依頼人名は落札者名に限ります）

#### 5. 入札保証金の返還

##### (1) 落札者以外への入札保証金の返還

落札者以外の納付した入札保証金は、入札終了後全額返還します。

なお、公有財産売却の参加申し込みを行ったものの入札を行わない場合にも、入札保証金の返還は入札終了後となります。

入札保証金返還の方法および返還に要する期間は次のとおりです。

ア. クレジットカードによる納付の場合

SB ペイメントサービス株式会社は、クレジットカードにより納付された入札保証金を返還する場合、クレジットカードからの入札保証金の引き落としを行いません。

ただし、公有財産売却の参加者などのクレジットカードの引き落としの時期などの関係上、いったん実際に入札保証金の引き落としを行い、翌月以降に返還を行う場合がありますので、ご了承ください。

#### イ. 銀行振込などによる納付の場合

入札保証金の返還方法は、公有財産売却の参加者が指定する銀行口座への振込のみとなります。公有財産売却の参加者（入札保証金返還請求者）名義の口座のみ指定可能です。共同入札の場合は、仮申し込みを行った代表者名義の口座のみ指定可能です。

なお、入札保証金の返還には、入札期間終了後4週間程度要することがあります。（場合によってはそれ以上の日数を要することがあります）

### 第4 せり売形式で行う公有財産売却の手続き

せり売形式の売却システムは、紀尾井町戦略研究所株式会社の提供する自動入札システムおよび入札単位を使用しています。

本章における入札とは、売却システム上の「入札額」欄へ希望落札金額の上限を入力することおよび入力した上限以下の範囲で行われる自動入札をいいます。また、本章においては、「入札」はせり売形式の入札を、「入札者」はせり売りの参加申込者を、「入札期間」はせり売期間を指します。

#### 1. 公有財産売却への入札

##### (1) 入札

入札保証金の納付が完了したログインIDでのみ、入札が可能です。入札は、入札期間中であれば何回でも可能です。ただし、売却システム上の「現在価格」または一度「入札額」欄に入力した金額を下回る金額を「入札額」欄に入力することはできません。一度行った入札は、入札者の都合による取り消しや変更はできませんので、ご注意ください。なお、入札期間の自動延長は行いません。

##### (2) 入札をなかったものとする取り扱い

精華町は、地方自治法施行令第167条の4第1項などに規定する一般競争入札に参加できない要件に該当する者が行った入札について、当該入札を取り消し、なかったものとして取り扱うことがあります。

入札期間中にその時点における最高価格の入札をなかったものとした場合、当該入札に次ぐ価格の入札を最高価格の入札とし、せり売りを続行します。

#### 2. 落札者の決定

##### (1) 落札者の決定

入札期間終了後、精華町は開札を行い、売却区分（公有財産売却の財産の出品区分）ごとに、売却システム上の入札において、入札価格が予定価格（最低落札価格）以上でかつ最高価格

である入札者を落札者として決定します。また、売却システム上では、2人以上が同額の入札価格（上限）を設定した場合、先に設定した人を落札者として決定します。

#### (2) せり売終了の告知

精華町は、落札者を決定したときは、落札者のログイン ID に紐づく会員識別番号と落札価格を売却システム上に一定期間公開することによって告げ、せり売終了を告知します。

#### (3) 精華町から落札者への連絡

落札者には、精華町から入札終了後、あらかじめログイン ID で認証されたメールアドレスに、落札者として決定された旨の電子メールを送信します。共同入札者が落札者となった場合は、代表者にのみ落札者として決定された旨の電子メールを送信します。

・精華町が落札者に送信した電子メールが、落札者によるメールアドレスの変更やプロバイダの不調などの理由により到着しないために、執行機関（精華町）が落札者と契約ができない場合または落札者による売払代金の残金の納付を売払代金の残金納付期限までに確認できない場合等、その原因が落札者の責に帰すべきものであるか否かを問わず、保証金を没収し、返還しません。

・当該電子メールに表示されている整理番号は、精華町に連絡する際や精華町に書類を提出する際に必要となります。

#### (4) 落札者決定の取り消し

入札参加資格のない場合や入札金額の入力間違いなどの場合は、落札者の決定が取り消されることがあります。この場合、売却物件の所有権は落札者に移転しません。また、納付された入札保証金は原則返還しません。

### 3. 売却の決定

#### (1) 落札者に対する売却の決定

精華町は、落札後、落札者に対し電子メールなどにより契約締結に関する案内を行い、落札者と契約を交わします。

契約の際には精華町より契約書を送付しますので、落札者は契約（売却の決定）に係り必要となる書類（以下「契約書類」という。）を精華町に直接持参または郵送してください。ただし、精華町契約規則の規定により契約書の作成を省略する場合があります。

なお、契約の締結及び履行に当たって発生する一切の費用は、落札者の負担となります。

##### ア. 契約書類

（不動産の場合）

##### （ア）契約書 2部

契約書には必要事項を記入し、実印（印鑑証明書の印）で押印し、収入印紙を貼付してくだ

さい。なお、記入する名義は必ず「落札者」名義とし、共同入札で参加した場合には、「共同入札全員」の名義を記入してください。

(イ)所有権移転登記請求書

(ウ)登録免許税に定める登録免許税相当分の収入印紙または登録免許税を納付したことを証する領収証書（以下「収入印紙」という。）

(エ)精華町より落札者へ送付された落札を通知する電子メールを印刷したもの  
（物品・自動車の場合）

(ア)契約書 2部

契約書には必要事項を記入し、押印してください。なお、記入する名義は必ず「落札者」名義としてください。

(イ)「送付依頼書」（自動車をのぞく）または「保管依頼書」

(ウ)「公有財産（自動車）移転登録関係書類請求書」

(エ)精華町より落札者へ送付された落札を通知する電子メールを印刷したもの

(オ)自動車については、精華町が契約書を送付する際に別途指示する書類

イ. 売却の決定金額

落札者が入札した金額（落札金額）を売却の決定金額とします。（決定した売却金額の中には消費税相当額を含みます。また、売却金額が自動車の場合には、リサイクル料金も含みません。）

ウ. 落札者が契約を締結しなかった場合

落札者が契約締結期限までに契約を締結しなかった場合、落札者が納付した入札保証金は返還しません。

(2) 売却の決定の取り消し

落札者が契約締結期限までに契約しなかったときおよび落札者が公有財産売却の参加仮申込みの時点で18歳未満の方など公有財産売却に参加できない者の場合に、売却の決定が取り消されます。

この場合、公有財産売却の財産の所有権は落札者に移転しません。また、納付された入札保証金は返還されません。

4. 売払代金の残金の納付

(1) 売払代金の残金の金額

売払代金の残金は、落札金額から事前に納付した契約保証金（契約保証金に充当した入札保証金）を差し引いた金額となります。

(2) 売払代金の残金納付期限について

落札者は、売払代金の残金納付期限までに精華町が納付を確認できるよう売払代金の残金

を一括で納付してください。

売払代金の残金が納付された時点で、公有財産売却の財産の所有権が落札者に移転します。売払代金の残金納付期限までに売払代金の残金全額の納付が確認できない場合、事前に納付された契約保証金を没収し、返還しません。

### (3) 売払代金の残金の納付方法

売払代金の残金は次の方法で納付してください。なお、売払代金の残金の納付にかかる費用は、落札者の負担となります。また、売払代金の残金納付期限までに精華町が納付を確認できることが必要です。納付を確認できるまで1週間程度要することがあります。(場合によってはそれ以上の日数を要することがあります)

ア. 精華町が用意する納付書で精華町が指定する金融機関に納付

イ. 精華町が指定する銀行口座への振込みによる納付(振込依頼人は落札者名に限ります)

## 5. 入札保証金の返還

### (1) 落札者以外への入札保証金の返還

落札者以外の納付した入札保証金は、入札終了後全額返還します。

なお、公有財産売却の参加申し込みを行ったものの入札を行わない場合にも、入札保証金の返還は入札終了後となります。

入札保証金返還の方法および返還に要する期間は次のとおりです。

ア. クレジットカードによる納付の場合

SB ペイメントサービス株式会社は、クレジットカードにより納付された入札保証金を返還する場合、クレジットカードからの入札保証金の引き落としを行いません。

ただし、公有財産売却の参加者などのクレジットカードの引き落としの時期などの関係上、いったん実際に入札保証金の引き落としを行い、翌月以降に返還を行う場合がありますので、ご了承ください。

イ. 銀行振込などによる納付の場合

入札保証金の返還方法は、公有財産売却の参加者が指定する銀行口座への振込のみとなります。公有財産売却の参加者(入札保証金返還請求者)名義の口座のみ指定可能です。共同入札の場合は、仮申し込みを行った代表者名義の口座のみ指定可能です。

なお、入札保証金の返還には、入札期間終了後4週間程度要することがあります。(場合によってはそれ以上の日数を要することがあります)

## 第5 公有財産売却の財産の権利移転および引き渡しについて

精華町は、落札後、落札者と売買契約を締結するとともに、公有財産の権利移転及び引渡し

を行います。

自動車・物品は、売払代金の残金納付確認後、売却代金納付時の現状のまま、精華町が指定する場所において直接引渡します。指定場所まで来られない場合は、落札者負担で対応してください。

不動産については、権利移転登記完了後、登記完了を証明する書類をお渡しします。現地での引渡しは行いません。

### 1. 権利移転の時期

公有財産売却の財産の所有権は、落札者が売払代金の残金を納付したときに権利移転します。一度引き渡された財産は、いかなる理由があっても返品、交換はできません。

### 2. 権利移転の手続きについて

#### (1)不動産の場合

ア. 売払代金の残金納付確認後、ご提出の「所有権移転登記請求書」に基づいて精華町が不動産登記簿上の権利移転のみを行います。

イ. 所有権移転の登記が完了するまで、「所有権移転登記請求書」受領後6週間程度の期間を要することがあります。(場合によってはそれ以上の日数を要することがあります)

#### (2)自動車の場合

ア. 所有権が移転した日から30日以内で精華町と協議の上、精華町が指定した場所で物件の引渡しを行います。引渡しとともに、登録識別情報等通知書等の書類をお渡ししますので、「公有財産(自動車)及び移転登録関係書類受領書兼誓約書」を提出してください。(本人確認のために写真入りの身分証明書、印鑑が必要となります。)

イ. 精華町から移転登録に係る必要書類を受けた後、落札者は「使用の本拠の位置」を管轄する運輸支局または自動車検査登録事務所に当該自動車を持ち込んでいただき、すみやかに売却財産の移転登録を行ってください。

ウ. イの移転登録完了後に「自動車検査証の写し」を、引渡しの日から30日以内に精華町へ提出してください。

エ. 譲渡証明書に記載する譲受人の名義は、落札者本人となります。落札者本人以外の名義にはできません。

### 3. 注意事項

(1) 落札後、契約を締結した時点で、落札者に公有財産売却の財産にかかる危険負担は落札者に移転します。したがって、契約締結後に発生した財産の破損、焼失など精華町の責に帰すことのできない損害の負担は、落札者が負うこととなり、売払代金の減額を請求することはできません。

なお、落札代金の残金を納付した時点で所有権は落札者に移転します。

(2) 公有財産売却の財産の動産類やゴミなどの撤去などは、すべて落札者自身で行ってください。

(3) 立木の伐採、雑草の草刈、切株の除去、フェンス・囲障・擁壁・井戸など地上・地下・空中工作物の補修・撤去などの負担および調整は、物件敷地の内外および所有権等権利の帰属主体のいかんを問わず、一切精華町では行いません。

(4) 上下水道、電気および都市ガスなど供給処理施設の引き込みが可能である場合、既存の埋設管等の補修や新たに敷地内への引き込みを要することがありますが、精華町では補修や引き込み工事等の実施、これらに必要な費用の負担、供給処理施設への負担金の支出等は一切行いませんので、建築関係機関および供給処理施設の管理者等にお問い合わせのうえ、落札者で対応してください。

#### 4. 引き渡しおよび権利移転に伴う費用について

##### (1) (不動産の場合)

ア. 権利移転に伴う費用（移転登記の登録免許税、登記嘱託書の郵送料など）は落札者の負担となります。

イ. 登記を行う際は、登録免許税法に定める登録免許税相当分の収入印紙が必要となります。共同入札者が落札者となった場合、収入印紙等は、共同入札者の人数分だけ必要となります。共同入札者は、各々の持分に応じた登録免許税相当額を納付してください。（実際に持参または送付する場合は全共同入札者の合計で構いません）

##### (2) (自動車の場合)

ア. 権利移転に伴う費用（自動車検査登録印紙、自動車取得税など）は落札者の負担となります。

イ. 車両の引渡しは、原則として精華町が指定する場所で直接引渡しにて行います（引渡しの際は本人確認のため、写真入りの身分証明書及び印鑑が必要となります）。落札された車両を配送する場合、落札者で手配し費用負担してください。

ウ. 落札された公売財産の保管費用が必要な場合、売払代金納付期限の翌日以降の保管費用は、落札者の負担となります。

エ. 自動車税環境性能割及び自動車税は落札者が自ら申告、納税してください。

##### (3) 自動車を除く物品の場合

ア. 財産の引渡しは、原則として精華町が指定する場所で直接引渡しにて行います（引渡しの際は本人確認のため、写真入りの身分証明書及び印鑑が必要となります）。

イ. 引渡しに伴う一切の費用は落札者の負担となります。

## 第6 注意事項

### 1. 売却システムに不具合などが生じた場合の対応

### (1) 公有財産売却の参加申し込み期間中

売却システムに不具合などが生じたために、以下の状態となった場合は公有財産売却の手続きを中止することがあります。

- ア. 公有財産売却の参加申し込み受付が開始されない場合
- イ. 公有財産売却の参加申し込み受付ができない状態が相当期間継続した場合
- ウ. 公有財産売却の参加申し込み受付が入札開始までに終了しない場合
- エ. 公有財産売却の参加申し込み受付終了時間後になされた公有財産売却の参加申し込みを取り消すことができない場合

### (2) 入札期間中

売却システムに不具合などが生じたために、以下の状態となった場合は公有財産売却の手続きを中止することがあります。

- ア. 入札の受付が開始されない場合
- イ. 入札できない状態が相当期間継続した場合
- ウ. 入札の受付が入札期間終了時刻に終了しない場合

### (3) 入札期間終了後

売却システムに不具合などが生じたために、以下の状態となった場合は公有財産売却の手続きを中止することがあります。

- ア. 一般競争入札形式において入札期間終了後相当期間経過後も開札ができない場合
- イ. くじ（自動抽選）が必要な場合でくじ（自動抽選）が適正に行えない場合

## 2. 公有財産売却の中止

公有財産売却の参加申し込み開始後に公有財産売却を中止することがあります。公有財産売却の財産の公開中であっても、やむを得ない事情により、公有財産売却を中止することがあります。

### (1) 特定の公有財産売却の特定の売却区分（売却財産の出品区分）の中止時の入札保証金の返還

特定の公有財産売却の物件の公有財産売却が中止となった場合、当該公有財産売却の物件について納付された入札保証金は中止後返還します。この場合、クレジットカードにより納付された入札保証金を返還する場合は、クレジットカードからの入札保証金の引き落としを行いません。ただし、公有財産売却の参加者などのクレジットカードの引き落としの時期などの関係上、いったん実際に入札保証金の引き落としを行い、翌月以降に返還を行う場合がありますので、ご了承ください。また、銀行振込などにより入札保証金を納付した場合、返還まで中止後4週間程度要することがあります。（場合によってはそれ以上の日数を要す

ることがあります)

(2) 公有財産売却の中止時の入札保証金の返還

公有財産売却の全体が中止となった場合、入札保証金は中止後返還します。この場合、クレジットカードにより納付された入札保証金を返還する場合は、クレジットカードからの入札保証金の引き落としを行いません。ただし、公有財産売却の参加者などのクレジットカードの引き落としの時期などの関係上、いったん実際に入札保証金の引き落としを行い、翌月以降に返還を行う場合がありますので、ご了承ください。また、銀行振込などにより入札保証金を納付した場合、返還まで中止後4週間程度要することがあります。(場合によってはそれ以上の日数を要することがあります)

3. 公有財産売却の参加を希望する者、公有財産売却の参加申込者および入札者など(以下「入札者など」という)に損害などが発生した場合

(1) 公有財産売却が中止になったことにより、入札者などに損害が発生した場合、精華町は損害の種類・程度にかかわらず責任を負いません。

(2) 売却システムの不具合などにより、入札者などに損害が発生した場合、精華町は損害の種類・程度にかかわらず責任を負いません。

(3) 入札者などの使用する機器および公有財産売却の参加者などの使用するネットワークなどの不備、不調その他の理由により、公有財産売却の参加申し込みまたは入札に参加できない事態が生じた場合においても、精華町は代替手段を提供せず、それに起因して生じた損害について責任を負いません。

(4) 公有財産売却に参加したことにより起因して、入札者などが使用する機器およびネットワークなどに不備、不調などが生じたことにより入札者などに損害が発生した場合、精華町は損害の種類・程度にかかわらず責任を負いません。

(5) 公有財産売却の参加者などが入札保証金を自己名義(法人の場合は当該法人代表者名義)のクレジットカードで納付する場合で、クレジットカード決済システムの不備により、入札保証金の納付ができず公有財産売却の参加申し込みができないなどの事態が発生したとき、それに起因して入札者などに生じた損害について、精華町は損害の種類・程度にかかわらず責任を負いません。

(6) 公有財産売却の参加者などの発信もしくは受信するデータが不正アクセスおよび改変などを受け、公有財産売却の参加続行が不可能となるなどの被害を受けた場合、その被害の種類・程度にかかわらず、精華町は責任を負いません。

(7) 公有財産売却の参加者などが、自身のログインIDおよびパスワードなどを紛失もしくは、ログインIDおよびパスワードなどが第三者に漏えいするなどして被害を受けた場合、その被害の種類・程度にかかわらず精華町は責任を負いません。

4. 公有財産売却の参加申し込み期間および入札期間

公有財産売却の参加申し込み期間および入札期間は、売却システム上の公有財産売却の物件詳細画面上に示された期間となります。ただし、システムメンテナンスなどの期間を除きます。

#### 5. リンクの制限など

精華町が売却システム上に情報を掲載しているウェブページへのリンクについては、精華町物件一覧のページ以外のページへの直接のリンクはできません。

また、売却システム上において、精華町が公開している情報（文章、写真、図面など）について、精華町に無断で転載・転用することは一切できません。

#### 6. システム利用における禁止事項

売却システムの利用にあたり、次に掲げる行為を禁止します。

- (1) 売却システムをインターネット公有財産売却の手続き以外の目的で不正に利用すること。
- (2) 売却システムに不正にアクセスをすること。
- (3) 売却システムの管理および運営を故意に妨害すること。
- (4) 売却システムにウイルスに感染したファイルを故意に送信すること。
- (5) 法令もしくは公序良俗に違反する行為またはそのおそれのある行為をすること。
- (6) その他売却システムの運用に支障を及ぼす行為またはそのおそれのある行為をすること。

#### 7. 準拠法

このガイドラインには、日本法が適用されるものとします。

#### 8. インターネット公有財産売却において使用する通貨、言語、時刻など

- (1) インターネット公有財産売却の手続きにおいて使用する通貨

インターネット公有財産売却の手続きにおいて使用する通貨は、日本国通貨に限り、入札価格などの金額は、日本国通貨により表記しなければならないものとします。

- (2) インターネット公有財産売却の手続きにおいて使用する言語

インターネット公有財産売却の手続きにおいて使用する言語は、日本語に限ります。売却システムにおいて使用する文字は、JIS 第 1 第 2 水準漢字（JIS（工業標準化法（昭和 24 年法律第 185 号）第 17 条第 1 項の日本工業規格）X0208 をいいます）であるため、不動産登記簿上の表示などと異なることがあります。

- (3) インターネット公有財産売却の手続きにおいて使用する時刻

インターネット公有財産売却の手続きにおいて使用する時刻は、日本国の標準時によります。

## 9.精華町インターネット公有財産売却ガイドラインの改正

精華町は、必要があると認めるときは、このガイドラインを改正することができるものとします。

なお、改正を行った場合には、精華町は売却システム上に掲載することにより公表します。改正後のガイドラインは、公表した日以降に売却参加申し込みの受付を開始するインターネット公有財産売却から適用します。

## 10.その他

官公庁オークションサイトに掲載されている情報で、精華町が掲載したものでない情報については、精華町インターネット公有財産売却に関する情報ではありません。

### インターネット公有財産売却における個人情報について

行政機関が紀尾井町戦略研究所株式会社の提供する官公庁オークションシステムを利用して行うインターネット公有財産売却における個人情報の収集主体は行政機関になります。

### クレジットカードで入札保証金を納付する場合

クレジットカードにより入札保証金を納付する参加者およびその代理人（以下、「参加者など」という）は、紀尾井町戦略研究所株式会社に対し、クレジットカードによる入札保証金納付および返還事務に関する代理権を付与し、クレジットカードによる請求処理をSB ペイメントサービス株式会社に委託することを承諾します。参加者などは、公有財産売却手続きが終了し、入札保証金の返還が終了するまでこの承諾を取り消せないことに同意するものとします。また、参加者などは、紀尾井町戦略研究所株式会社が入札保証金取り扱い事務に必要な範囲で、参加者などの個人情報をSB ペイメントサービス株式会社に開示することに同意するものとします。